

下仁田町議会議員選挙

投票日 9月6日(日)

下仁田町議会議員選挙の投票日は、9月6日(日)です。定数は12人です。

選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させる代表者を選ぶ重要なものです。私たち自身が主権者であることを自覚し、義理人情にとらわれず、候補者の主張をよく検討したうえで、明るく正しい選挙で町政を託すにふさわしい代表者を私たちの手で選びましょう。

投票できる人

年齢満20歳以上の日本国民で引き続き3ヶ月以上、下仁田町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人。
年齢要件 平成7年9月7日以前(9月7日を含む)に生まれた人。
住所要件 平成27年5月31日以前(5月31日を含む)に転入届をした人。

郵便による不在者投票

体が不自由で投票所へ行けない人のうち、**重度身体障害者**に限り、自宅などから郵便による不在者投票ができます。

滞在地での郵便投票

投票できるのは、選挙期日(投票日)の前日までです。

・投票を希望する人は、選挙期日の告示日前でも請求できますので**早めに請求**して下さい。請求用紙は選管にあります。

・投票用紙等を受けとった選挙人は、滞在地の選挙管理委員会に送付された封筒一式を持参し、投票して下さい。
・自宅投票はできません。
※詳しくは、お問い合わせ下さい。

代理投票

投票は自分で書くことが原則ですが、体が不自由だったり、自分で字が書けない人は、係員による代理投票ができます。

投票の秘密は固く守られます。遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

家族の方が代わりに書くことはできません。ご注意ください。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等で投票に行けないと見込まれる人は期日前投票ができます。

期間 9月2日(水)～9月5日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

指定病院・老人ホームでも投票できます。

県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームに入院(所)している人も、不在

者投票ができます。

下仁田町では、下仁田厚生病院、特別養護老人ホームかぶらの里が指定されています。

開票

日時 9月6日(日) 午後7時から
場所 役場2階201会議室

期日前投票ができる期間

9月2日(水)～9月5日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場103会議室

持ち物 入場券(届いている人)

注意

投票は本人が直接することが原則です。本人が投票に行けないからといって家族が代わりに投票することはできません。代わりに投票すると、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

対象者 新規登録者のみ
期間 9月1日(火)
場所 役場選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の縦覧

要です。
※詳しくは、お問い合わせ下さい。

■あなたの投票所

地区	投票区	投票所	投票時間
下仁田	1	下仁田町保健センター	午前7時 ～ 午後6時
	2	下仁田町福祉作業所	
	3	稲倉神社社務所	
馬山	4	大塚中島地区集会所	
	5	馬山生活改善センター	
	6	下仁田町森林組合石淵貯木場管理棟	
小坂	7	小坂社会体育館	
	8	北小地区集会所	
	9	大平集会所	

地区	投票区	投票所	投票時間
西牧	10	下仁田町活性化センター	午前7時 ～ 午後6時
	11	三ツ瀬地区集会所	
	12	友愛館	
青倉	13	青倉社会体育館	
	14	滝ノ下消防詰所	
	15	土谷沢消防詰所	

- 入場券は、自分の氏名を確かめてお持ちください。
まちがえて、家族の入場券を持ってきてしまう人がいます。
- 入場券を忘れたら、受付に申し出てください。

投票時間 午前7時から **午後6時**まで

問合せ先 選挙管理委員会 事務局(役場内) ☎内線406

年金

○保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したとき比べ、将来受ける年金額が少なくなりません。

また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

○付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者等)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて**月額400円の付加保険料**を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額 = 200円 × 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所町村役場へお申し出ください。
くわしくは、年金事務所へご相談ください。

問い合わせ先

高崎年金事務所 国民年金課 ☎0274-3221731

